

第6回渋川地区市町村任意合併協議会

協議項目参考資料

「調整調書」

目次

議案第28号	協議項目24-1	「自治会・行政連絡機構の取扱い」	1
議案第29号	協議項目24-2	「消防・防災関係の取扱い」	3
議案第30号	協議項目24-4	「姉妹都市・国際交流等の取扱い」	7
議案第31号	協議項目24-5	「電算システムの取扱い」	9
議案第32号	協議項目24-7	「住民窓口業務の取扱い」	12
議案第33号	協議項目24-8	「保健衛生事業の取扱い」	14

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-1 自治会・行政連絡機構の取扱い		関係項目			
調整方針	自治会制度等については、現行の制度を継続するものとし、合併後すみやかに調整する。 ただし、町内会館等建設補助等については、合併時に新たな要綱を制定する。					
現況						調整理由・課題
1 行政連絡員制度						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)制度等	自治会制度 ・渋川市行政事務委託に関する規則 ・43自治会 ・毎年度、各自治会と委託契約を締結している。	区制度 ・伊香保町区条例 ・区長11人 ・区長代理22人 ・任期2年	区制度 ・総代21人 ・任期 特に定めなし	自治会制度 ・13自治会 ・毎年度、各自治会と事務委託契約を締結している	区制度 ・赤城村区設置条例 ・区長22人 ・区長代理者22人 ・任期1年	区制度 ・北橋村区設置規則 ・区長16人 ・区長代理16人 ・任期1年
(2)職務内容	委託内容 ・広報紙その他周知文書の配布に関する事 ・簡易な調査、報告に関する事 ・その他市長が必要と認める事項	職務内容 ・町行政を区内に徹底し運営を補助すること ・町と区民との連携に当たること ・区民全般を対象とする町行政目的の調査を行うこと(別に調査員を置く者を除く) ・その他各種団体との連絡を行うこと ・区民の異動により、届出の規定のあるものに対しては、届出をすすめること	職務内容 ・広報紙その他周知文書の配布に関する事 ・簡易な調査、報告に関する事 ・その他村長が必要と認める事項	委託内容 ・配布事務に関する事 ・簡易な調査・報告に関する事 ・村道、ガードレール等交通安全施設、その他村で管理する施設で補修を必要とする箇所の伝達・協力に関する事 ・村長が認める募金活動等に関する事 ・毎戸会員となっている組織で、村長が認めた会費等の徴収及び文書の配布に関する事 ・交通災害共済加入申込等に関する事 ・公用、公共用地買収交渉の協力に関する事 ・スポーツ保険加入申込等に関する事 ・転入等の報告に関する事 ・その他村長が特に必要と認める事項	職務内容 ・村政通達事項の周知及び徹底を図り連絡に当たる事 ・各種調査及び報告に関する事 ・その他村長において必要と認めた事項	職務内容 ・周知事項の伝達及び連絡に関する事 ・調査書、報告書の配布及び取りまとめに関する事 ・納税通知書等の送達に関する事 ・その他村長において必要と認める事項
(3)報酬(委託料)等	行政事務委託料(年) ・自治会 世帯割3,020円 51,295,000円 (43自治会 H15予算額)	区長報酬(年) ・区長 均等割 223,000円 + 世帯割 500円 ・区長代理 89,000円 (第10区長は 61,000円)	総代報酬(年) ・平等割 43,700円 + 戸数割 540円	行政事務委託料(年) ・自治会長 均等割 165,000円 + 戸数割 500円 ・自治会 12,181,500円(13自治会H15予算額)	区長報酬 ・予算の範囲内において村長の定める額	区長報酬 ・予算の範囲内において村長の定める額
<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市と子持村では自治会制度他町村では区長制度をとっているこのために、広報紙の配布や行政連絡等の職務に対し、自治会制度では行政事務委託料やコミュニティ活動助成金として、区長制度では区長報酬や区運営費補助金等として支出しており、両者には大きな相違が見られる。同一自治体の中で二つの制度が存続することは好ましくないわけですが、各市町村が長年の経過から実施してきた制度であることから、合併時に一つの制度に統一することの調整は困難と慮られるため、当分の間、現行の制度を継続し、合併後すみやかに調整するものとします。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会への委託料、区長への報酬額、補助金・助成金、内部組織等を総合的に検討し、調整する必要がある。 						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-1 自治会・行政連絡機構の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
2 補助金、交付金等									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1)補助金、交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動助成交付金 12,702千円(市) (世帯割750円) ・自治会連合会交付金 1,224千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・区運営費補助金 世帯数×50円×12月 ・区長会運営費補助金 45,000円 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動助成金 6,762千円(H15年度) (世帯割2,000円) ・自治会役員等研修費補助金 689千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・区運営費補助金 6,700千円 ・区長会補助金 95千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興費(世帯割り、人口割、平等割、税割) 4,464千円 			
(2)町内会館等建設補助等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会館等建設補助 ・新築及び全面改築 2,000万円超の場合、800万円を限度に500万円に県補助金を加えた額を補助 ・増築及び一部改築 400万円を限度に事業費の1/2を補助 ・バリアフリー化 200万円を限度に事業費の1/2を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・区集会所改修事業補助金 ・補助対象経費50万円以下の場合 2分の1の額 ・補助対象経費が50万円を超える場合 25万円+50万円を超える額の3分の1 ただし、いずれも算出額の1万円未満は切り捨て 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所新・改築補助 ・80%補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民センター建設事業補助 ・新築又は全面改築 補助対象事業費の20%以内とする (用地の取得及び整地に要する経費、内部の備品等の購入経費、事務費及びこれにたくいする経費は、補助対象事業費としない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等改修補助 ・事業費の1/2以内を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民センター建設事業補助金 ・新築及び全面改築 300万円を限度に事業費の1/4を補助 			
3 先進地事例									
篠山市			静岡市			さぬき市			
<p>総代会及び区長会については、合併時に統合する。</p>			<p>行政連絡機構については、当面現行どおりとし、合併後に町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。ただし、広報紙等の配布の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の上、合併時まで、新市における取扱いを検討するものとする。</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。 			
千曲市			宗像市			山県市			
<ol style="list-style-type: none"> 1 区・自治会組織のあり方については、各区・自治会の意向を踏まえて調整する。 2 区・自治会の名称については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の区名については地域住民の意向を踏まえ調整する。 3 行政事務委託料及び報酬については、経過措置を設け現行の予算の範囲内で調整する。 4 自治会活動保険については、更埴市の例により加入し、保険料は市及び区・自治会でそれぞれ2分の1を負担する。 5 自治会推進事業補助金は廃止し、コミュニティ振興補助で対応する。 			<p>区長会については、合併時に統合、調整を図る。区長会の組織については、現行のままとする。行政区の組織については、当面の間現行のままとする。</p>			<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。 2 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く(高富地域5,伊自良地域2,美山地域7)。 3 自治会連合会事業については新市において調整する。 			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い		関係項目				
調整方針	1 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続するものとし、新市において調整する。 2 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに策定する。		3 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において速やかに整備するものとする。				
現			況			調整理由・課題	
1 防犯関係 (平成15年4月1日現在)						<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市及び伊香保町以外は、村が全額負担しており、合併後、2分の1又は3分の1の補助にすることに対し住民の理解が得られないと考えるため。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯電気料を全額新市において負担する場合、平成14年度決算額で約4,863千円の負担増が見込まれる。 ・ 防犯灯設置及び維持管理等を全額新市で負担する場合、平成14年度決算額で約1,557千円の負担増が見込まれる。 <p>2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6市町村それぞれの実情に基づき策定されたものであり、内容に相違があるため、新市において策定するものとする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市における災害対策の基本となる計画であり、合併後速やかに策定する必要がある。 ・ 県、周辺市町村、住民等との連携・調整が必要となる。 <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線は速やかな統合が望まれるが、周波数の統一などのために機器の交換等が伴うことから、合併後、計画的に整備するものとする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数の統一のための受信機の交換、中継局の整備や有線放送設備の無線設備への転換など財政的にも計画的な整備を求められる。 ・ 戸別受信機の貸出規定の整備が必要となる。 ・ 放送内容の調整が必要となる。 	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1) 防犯灯電気料	・ 自治会管理の防犯灯電気料の1/3を補助	・ 行政区管理の防犯灯電気料の1/2を補助	・ 電気料は全額村負担	・ 電気料は全額村負担	・ 電気料は村負担		・ 平成14年12月より村で全額負担
(2) 防犯灯設置、維持管理等助成	・ 新設防犯灯に事業費の1/2以内の補助(限度額) 独立柱 16,000円 共架 11,000円 柱交換 6,000円	・ 新設、改良、補修等の事業は全額補助 行政区管理防犯灯575基 町管理防犯灯 71基 【15年3月31日実績】	・ 新設防犯灯は工事請負費により全額村負担 ・ その他維持管理、修繕は全額村負担	・ 新設防犯灯は工事請負費により全額村負担 ・ その他維持管理、修繕は全額村負担	・ 新設、器具取り替えは村負担 ・ その他維持管理(電球交換)は各区負担		・ 新設防犯灯は工事請負費により全額村負担 ・ その他維持管理、修繕は全額村負担
<p>【財政影響額】(平成14年度決算額)</p> <p>防犯灯電気料を全額新市負担とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市については、現在1/3の額を補助しており、全額負担となると新たに2/3の額を負担することとなるので、現在の額の2/3 ÷ 1/3 = 2倍の額が負担増となる。 ・ 伊香保町については、現在1/2の額を補助しており、現在と同額の額が負担増となる。 <p>渋川市 2,071,852円 × 2 = 4,143,704円 伊香保町 719,636円 × 1 = 719,636円 影響額 = 4,143,704円 + 719,636円 = 4,863,340円</p> <p>防犯灯設置、維持管理等を全額新市負担とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市については、現在1/2の額を補助しており、現在と同額の額が負担増となる。 ・ 赤城村については、電球交換の費用が負担増となる。 <p>渋川市 457,000円 × 1 = 457,000円 影響額 = 457,000円 + (赤城村電球交換代金50,000円程度 × 22行政区) = 約1,557,000円</p>							
2 地域防災計画							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
	渋川市地域防災計画	伊香保町地域防災計画	小野上村地域防災計画	子持村地域防災計画	赤城村地域防災計画	北橋村地域防災計画	
3 防災行政無線							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
【H15.4.1現在】	親局 1 拡声子局 99	基地局 1 中継局 1 子局 18 戸別受信機 22	親局 1 拡声子局 21 戸別受信機 600	固定系無線なし 有線屋外緊急放送設備 主装置 1 放送塔 33	H16年度設置予定	H15年度設置予定	

協議項目	24-2	消防・防災関係の取扱い	関係項目		調整理由・課題
		現	況		
【参考】 県内 11 市の防犯灯設置及び管理補助等の状況					
市名	防犯灯設置補助	防犯灯管理補助			
前橋市	防犯灯新設事業補助金 独立柱、共架共 1 基14,000円	防犯灯維持管理費助成金 9月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その65%を補助。			
高崎市	街路灯設置補助金(新設・改修を対 象) 通常分 1 基15,000円限度 町境分 1 基30,000円限度	街路灯電気料補助金 8月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その70%を補助。			
桐生市	桐生地区防犯協会からの補助 1 基12,000円	防犯灯電気料補助金 4月1日現在の設置灯数に基づき 1年間の電気量を算出し、その33 %を補助。			
伊勢崎市	公衆街路灯建設費補助金 共 架 1 基10,000円	公衆街路灯電気料補助金 9月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その3/4を補助。			
太田市	平成13年度から市が一括管理				
沼田市	市が設置	防犯灯電気料補助金 9月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その1/2を補助。			
館林市	公衆街路灯設置費補助金 独立柱 1 基40,000円限度 共 架 1 基20,000円限度	公衆街路灯管理費補助金 2,000円×9月分電気料の灯数			
渋川市	防犯灯設置事業費補助金 独立柱 1 基16,000円限度 共 架 1 基11,000円限度 柱交換 1 本6,000円	防犯灯電気料補助金 9月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その1/3を補助。			
	平成16年度から 独立柱 1 基21,000円限度 共 架 1 基14,000円限度 柱交換 1 本8,000円	平成16年度から 9月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その2/5を補助。			
藤岡市	藤岡市防犯協会からの補助 独立柱 1 基30,000円限度 共 架 1 基12,000円限度	藤岡市防犯協会からの補助 9月分の電気料を基に1年間の電 気量を算出し、その80%を補助。			
富岡市	防犯灯設置補助金 独立柱、共架共 1 基18,000円	防犯灯維持管理補助金 電気料は全額補助 修繕料は 1 基200円			
安中市	行政区が設置(補助制度なし)	街路灯電気料補助 全額補助			

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い	関係項目	
現		況	
			調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>災害対策基本法（抜粋） （市町村地域防災計画） 第 4 2 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p> <p>3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。</p> <p>4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>5 第 2 1 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p>			

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い	関係項目	
現 況		調整理由・課題	
4 先進地事例			
篠山市	さいたま市	さぬき市	
<p>1 防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。</p> <p>2 水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。</p> <p>3 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。</p>	<p>消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。</p>	<p>1 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。</p> <p>2 水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。</p>	
瑞穂市	東かがわ市	山県市	
<p>1 防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ早期に実施するものとする。</p> <p>2 街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。</p> <p>3 消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。また、格納箱、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会負担とし、その費用の2分の1を補助金として交付する。</p> <p>4 穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。</p>	<p>1 防犯灯の設置 申請者 自治会長(地元調整含む。) 設置者 市</p> <p>2 防犯灯の維持管理 電気代 地元(平成15年4月1日以降設置分) 平成15年3月31日までに設置されたものについては現行どおりとする。 電球取替え 市 修繕 市</p> <p>3 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。</p> <p>4 防災行政無線 移動系無線 消防団への指令、防災情報通信の一元化を図るため、移動系(260MHzのデジタル地域防災無線システム)を平成15年4月に運用開始できるよう整備する。 固定系無線(同報系無線) 新庁舎建設と併せて整備を進める。</p>	<p>1 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。</p> <p>2 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。</p> <p>3 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-4 姉妹都市・国際交流等の取扱い		関係項目			
調整方針		1 都市交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。 2 国際交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。					
現況						調整理由・課題	
1 都市交流事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)姉妹都市締結		『逗子市』(神奈川県)と姉妹都市締結 ・昭和54年11月27日調印 ・「逗子花火大会」への関係者訪問及び町民の見学ツアー ・「逗子子ども体験教室」で逗子へ伊香保小6年生が訪問 ・「逗子市民まつり」への出店協力 ・「サマーアドベンチャー」で逗子市の中学生が来町。 ・「伊香保まつり」で逗子市関係者を招待		『白浜町』(千葉県)と姉妹都市提携 ・平成6年9月1日調印 ・子持村「白浜海女まつり」への村民見学ツアー ・「白浜町産業まつり」への出店協力 ・「菜の花マラソン大会」への参加 ・白浜町「子持村かえで祭り」への出店協力・町民見学ツアー ・「黒井峯遺跡マラソン」への参加 ・各教育委員会で実施する「青少年交流事業(中学生)」への相互参加			1【調整理由】 ・これまでの経緯や実績から、当面は現行のまま継続し、新市において調整することが望ましい。 【課題】 ・交流都市が増加すること、また、交流内容に相違があることから、統一した内容で調整する必要がある。 2【調整理由】 ・これまでの経緯や実績から、当面は現行のまま継続し、新市において調整することが望ましい。 【課題】 ・姉妹都市等については、締結相手方との交流に関わる取り決め等が異なるため、改めて交流内容を検討する必要がある。 ・また、交流都市が多くなるため、改めて新市としての方針を検討する必要がある。 ・中学生海外派遣については、派遣制度が異なるため、地域性、公平性を考慮して内容を検討する必要がある。 ・外国人生活相談員等については、現行の制度、対応の内容及び言語の拡充について、検討が必要である。
(2)都市交流提携	『全国へそのまち協議会』に加盟する全国15市町村と交流 ・平成9.11設立 ・事務局：西脇市 ・年1回全国へそのまちサミット、年2回幹事会開催。観光物産フェア、西脇市空き店舗対策事業への出店。 『上尾市』(埼玉県)との交流 ・平成12.3覚書 ・農林課主催「親子ふれあい自然観察会」への参加	『世田谷区』(東京都)と都市交流 ・相互に「伊香保まつり」と世田谷区で行われる、「芦花まつり」への招待及び出店	『神津島村』(東京都)との交流 ・小学6年生を対象に交流事業を実施 ・小野上温泉まつりに物産店を出店				

協議項目		24-4 姉妹都市・国際交流等の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現況				調整理由・課題			
2 国際交流事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 姉妹都市等締結	『ローガン市』 (オーストラリア)と友好都市提携(平成8.4.17調印) 『フォリーニョ市』 (イタリア)と姉妹都市提携(平成12.5.23調印)	『アバノテルメ市』 (イタリア共和国ヴェネツト州パドヴァ県)と姉妹都市締結(平成5.3.31調印) 『ハワイ州ハワイ郡』 (アメリカ合衆国)と姉妹都市締結(平成9.1.22調印)					
(2) 中学生海外派遣等	中学生海外派遣事業 ・派遣先：ローガン市(オーストラリア) ・平成3年度～ ・人員：18人(引率者3人含む)(平成14年度実績) ローガン市生徒受け入れ ・平成5年度～5回受け入れ ・受入：生徒5人引率2人(平成14年度実績)	中学生海外派遣事業 ・派遣先：ハワイ郡ヒロ市(アメリカ合衆国) ・平成3年度～ ・人員：13人(引率者3人含む)(平成12年度実績)				中学生海外派遣事業 ・派遣先：ファカタネ市(ニュージーランド) ・平成4年度～ ・人員：12人(引率者2人含む)(平成14年度実績)	
(3) 外国人生活相談員等	外国人生活相談員1名 ・バンガラン人 ・1年目 ・バンガル語、英語						
3 先進地事例							
西東京市		あきるの市		かほく市			
姉妹都市については、合併後も継続する。		《姉妹都市》 (1) 志波姫町・大島町については、合併後も継続する。 (2) マールポロウ市については、合併後も継続して協議していく。 《国際交流事業》 合併後も秋川市の例により継続する。		1 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容等については、新市において調整する。 3 国際交流員については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
甲賀地域合併協議会		周南市		対馬市			
(1) 姉妹都市については、それぞれの町の意向を尊重し、新市において速やかに検討します。 (2) 交流事業については、これまでの経緯を踏まえ新市において調整します。		《国際交流事業》 (1) 姉妹都市縁組 現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 国際交流事業 新市に移行後、速やかに調整する。 (3) 中学生等海外派遣事業 新たな制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。		《国際交流(姉妹都市を含む)関係の取扱い》 ・ 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市移行後相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する。 ・ 各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、国際交流の拡充に向け速やかに調整する。 ・ 協議会・協会等各種団体及び国際交流員等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、国際交流協会については、合併後速やかに統合できるよう努める。			

協議項目		24-5 電算システムの取扱い		関係項目			
調整方針		電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように合併時に統合する。 ただし、単独処理システムについては、新市において調整する。					
現況						調整理由・課題	
1 業務システム							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)住民情報・税情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 住民記録 印鑑登録 外国人登録 <p>総合戸籍システム(除籍、現戸籍等)</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>国保管理 国民年金</p> <p>税照会証明 税収納管理 住民税管理 固定資産税管理 国民健康保険税管理 軽自動車税管理</p> <p>住民税確定申告受付 法人市民税システム 固定資産税家屋評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 住民記録 印鑑登録 外国人登録 <p>簿冊による管理</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>国保管理 国民年金</p> <p>税照会証明 税収納管理 住民税管理 固定資産税管理 国民健康保険税管理 軽自動車税管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 住民記録 <p>簿冊による管理</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>国保管理 国民年金</p> <p>税照会証明 税収納管理 住民税管理 固定資産税管理 国民健康保険税管理 軽自動車税管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 住民記録 印鑑登録 外国人登録 <p>簿冊による管理</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>国保管理 国民年金</p> <p>税照会証明 税収納管理 住民税管理 固定資産税管理 国民健康保険税管理 軽自動車税管理</p> <p>住民税確定申告受付 法人村民税システム</p> <p>固定資産管理システム 委託先 (株)パスコ 内容 土地図面(航空写真)の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 住民記録 印鑑登録 <p>総合戸籍システム(除籍、現戸籍等)</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>国保管理 国民年金</p> <p>税照会証明 税収納管理 住民税管理 固定資産税管理 国民健康保険税管理 軽自動車税管理</p> <p>住民税確定申告受付 法人村民税システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 住民記録 印鑑登録 <p>総合戸籍システム(除籍、現戸籍等)(H16導入)</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>国保管理 国民年金</p> <p>税照会証明 税収納管理 住民税管理 固定資産税管理 国民健康保険税管理 軽自動車税管理</p> <p>法人村民税システム</p>	<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民サービスを低下させないよう電算システムの安定稼働を構築するため、統合が必要である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約期間、機器の整備状況、機器の導入形態、業務の処理内容等に相違があるため、調整が必要となる。 構成市町村でシステム業者が異なる電算業務があるため、調整が必要となる。 本庁、支所間のデータ連携のため新たなネットワークシステムの構築が必要となる。
(2)介護保険システム	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 介護保険管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 介護保険管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 介護保険管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 介護保険管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 介護保険管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 介護保険管理システム 	
(3)福祉関連システム	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 児童手当 保育料 生活保護 <p>障害者支援費管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先 あおぞら情報システム(株) 内容 児童扶養手当 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ニック 内容 <p>障害者支援費管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ニック 内容 <p>障害者支援費管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 児童手当 保育料 <p>障害者支援費管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 児童手当 <p>障害者支援費管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株) -シー- 内容 児童手当 <ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ニック 内容 障害者支援費管理 	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-5 電算システムの取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(4)水道システム	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)両毛システム 内容 上下水道料金収納管理 水道会計管理 水道固定資産管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ジーシー 内容 上下水道料金収納管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ジーシー 内容 上下水道料金収納管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)両毛システム 内容 上下水道料金収納管理 水道会計管理 水道固定資産管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ジーシー 内容 上下水道料金収納管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ジーシー 内容 上下水道料金収納管理 		
(5)下水道システム	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)ジーシー 内容 下水道受益者分担金管理 	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)三谷コンピュータ 内容 下水道受益者分担金管理 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)三谷コンピュータ 内容 下水道受益者分担金管理 		
(6)その他システム	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅管理システム 委託先 (株)ジーシー 内容 家賃管理、入居者情報 給食管理システム 委託先 (株)ジーシー 内容 学校・保育園の献立、栄養計算等 選挙不在者投票システム 委託先 (株)ジーシー 内容 不在者投票管理 図書管理システム 委託先 (株)両毛システム 内容 図書の蔵書、貸出管理 狂犬病予防管理システム 委託先 (株)アット 内容 狂犬病予防注射管理 	<ul style="list-style-type: none"> 給食管理システム 委託先 (株)ジーシー 内容 保育園の献立、栄養計算等 	<ul style="list-style-type: none"> 給食費計算システム 委託先 (株)ジーシー 内容 給食費計算 	<ul style="list-style-type: none"> 給食管理システム 委託先 (株)ジーシー 内容 学校の献立、栄養計算等 給食費計算 委託先 (株)ジーシー 内容 学校給食費の賦課徴収 図書検索システム 委託先 (株)システムアール 内容 図書の蔵書、貸出管理、県立図書館Gラインの接続 農地情報管理システム 委託先(株)パスコ 内容 農地管理、農家台帳管理 狂犬病予防管理システム 委託先 (株)アット 内容 狂犬病予防注射管理 	<ul style="list-style-type: none"> 給食費計算システム 委託先 (株)ジーシー 内容 給食費計算 農地情報管理システム 委託先ソリマチ(株) 内容 農地管理、農家台帳管理 狂犬病予防管理システム 委託先 (株)アット 内容 狂犬病予防注射管理 	<ul style="list-style-type: none"> 図書管理システム 委託先 (株)ジーシーほか 内容 図書の蔵書、貸出管理、 農地情報管理システム 委託先プロファ設計(株) 内容 農地管理、農家台帳管理 狂犬病予防管理システム 委託先 (株)アット 内容 狂犬病予防注射管理 		

協議項目		24-5 電算システムの取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
2 管理システム								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)財務会計システム	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 予算編成 執行管理 決算 公有財産 備品管理 起債管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 予算編成 執行管理 決算 起債管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 予算編成 執行管理 決算 起債管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 予算編成 執行管理 決算 起債管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 予算編成 執行管理 決算 起債管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 起債管理 		
(2)総合行政ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 LGWAN運用管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 LGWAN運用管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 LGWAN運用管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 LGWAN運用管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 LGWAN運用管理 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先 (株)〇〇〇 内容 LGWAN運用管理 		
(3)その他システム	<ul style="list-style-type: none"> 人事管理システム 委託先 (株)〇〇〇 内容 人事情報管理 給与情報 給与計算 委託先 (株)〇〇〇 内容 処理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 人事管理システム 委託先 (株)〇〇〇 内容 人事情報管理 給与情報 給与計算システム 委託先 (株)〇〇〇 内容 職員給与の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 人事管理システム 委託先 (株)〇〇〇 内容 人事情報管理 給与情報 給与計算 委託先 (株)〇〇〇 内容 処理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 給与情報システム 委託先 (株)〇〇〇 内容 職員給与の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 給与計算 委託先 (株)〇〇〇 内容 処理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 給与計算 委託先 (株)〇〇〇 内容 処理業務委託 		
3 先進地事例								
篠山市			西東京市			さぬき市		
電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。			当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。			新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。		
あさぎり町			東かがわ市			周南市		
電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。			電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。			新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。		

議案第32号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-7	住民窓口業務の取扱い	関係項目				
調整方針	1 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とする。 2 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例による。		3 昼休みの窓口対応については、現行どおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。				
現 況						調整理由・課題	
1 住民基本台帳事務						<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 閲覧台帳には、世帯等必要以上の情報を載せるのは好ましくなく、個人単位の調整することが望ましいため。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋川市、伊香保町、赤城村、北橋村では負担増となるが、一般住民への影響は少ないと思われる。 <p>2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋川市以外は300円であるが、住民負担を考慮し、渋川市の例により200円とする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度実績で144,200円の収入減となる。 <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在も全ての市町村で昼休みの窓口対応を行っているので、引き続き対応することとする。 夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。 	
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1)住民基本台帳の閲覧	・1世帯300円 ・火曜日～金曜日閲覧可 (3・4月の繁忙期を除く) ・予約制	・1件300円 ・1人を1件とする。2件以上にわたる場合は、1件増す毎に50円を加える。 ・月曜日～金曜日閲覧可 ・予約制	・1件300円 ・月曜日～金曜日閲覧可 ・予約制	・1件300円 ・月曜日～金曜日閲覧可 ・予約制	・30分300円 ・月曜日～金曜日閲覧可 ・閲覧作業1名 ・予約制		・30分300円 ・月曜日～金曜日閲覧可 ・予約制
2 印鑑登録事務							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1)印鑑登録証	・印鑑登録証交付・再交付 1件 200円 ・プラスチック製	・印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・プラスチック製	・印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ビニール製	・印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ビニール製	・印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・プラスチック製		・印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ビニール製
3 窓口対応							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1)昼休窓口対応	・時間：12:00～13:00 ・住基戸籍担当： 当番職員2名 ・国保担当： 当番職員1名	・時間：12:00～13:00 ・住基戸籍、年金、国保担当、 税務証明、納税： 当番職員1名	・時間：12:00～13:00 ・住基戸籍、年金、国保担当： 臨機応変に対応	・時間：12:00～13:00 ・住基戸籍：当番職員1名 ・国保：当番職員1名	・時間：12:00～13:00 ・住基戸籍、年金、国保担当： 当番職員1名		・時間：12:00～13:00 ・住基戸籍担当： 当番職員1名 ・年金・国保担当： 当番職員1名
(2)夜間窓口対応	・金曜日 17:15～19:00 ・住基等の証明書類の発行	未対応	未対応	未対応	未対応		未対応
(3)休日窓口対応	・3月末日曜日及び4月第1日曜日	未対応	未対応	未対応	未対応	未対応	

協議項目	24-7 住民窓口業務の取扱い	関係項目	
現		況	
調整理由・課題			
<p>【関係法令】</p> <p>住民基本台帳法(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。</p> <p>(市町村長等の責務)</p> <p>第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。</p> <p>3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。</p> <p>4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。</p> <p>戸籍法(抜粋)</p> <p>第1条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。</p> <p>2 前項の事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子どもに、これを編製する。ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子どもに、これを編製する。</p>			
5 先進地事例			
<p>神流町</p> <p>1 住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録や戸籍事務などいわゆる住民窓口業務に関しては、本庁舎、支所の事務執行体制に合わせてシステムの統合を検討する。検討するにあたっては、住民サービスの低下にならないように配慮する。</p> <p>2 土・日・祝日や昼休みの対応について、本庁舎における対応は万場町の仕組みを引き継ぐ。支所における事務執行体制に合わせて検討する。</p>	<p>さいたま市</p> <p>1 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。</p> <p>2 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。</p>	<p>南アルプス市</p> <p>サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。</p>	
<p>かほく市</p> <p>窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。</p>	<p>東かがわ市</p> <p>1 電話による証明書等の時間外交付については、引き続き実施し、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>2 夜間役場の取扱いについては、新市において調整する。</p>	<p>あきるの市</p> <p>住民サービスの低下を招かないよう、調整に努める。</p>	

協議項目	24-8 保健衛生事業の取扱い	関係項目				
調整方針	1 成人検診事業については、新市において調整し、統一的に実施する。 2 母子保健事業については、新市において調整し、統一的に実施する。 3 救急医療対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		4 保健福祉センター施設の管理・運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整する。			
現況			調整理由・課題			
1 成人検診事業						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)基本健康診査	基本健康診査 ・40歳～70歳 無料 [保健福祉センター・公民館等で実施] ・71歳以上 無料 [医療機関で実施]	基本健康診査 ・40歳以上 無料 [保健センター・公民館等で実施]	基本健康診査 ・35歳以上 無料 [保健センター・福祉センター・公民館等で実施]	基本健康診査 ・40歳～70歳 1000円 [保健センター・集会所等で実施] ・71歳以上 無料 [医療機関で実施]	基本健康診査 ・40歳以上 無料 [保健センター・地区公民館等で実施]	基本健康診査 ・40歳以上 無料 [保健センター・地区公民館等で実施]
	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健福祉センター・公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・福祉センター・公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・集会所等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]	結核レントゲン検診 ・19歳以上 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]
	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健福祉センターで実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・福祉センター・公民館等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・集会所等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]	肝炎ウイルス検診 ・40.45.50.55.60.65.70歳 ・40歳以上の前年度要指導者等 無料 (基本健診と併せて実施) [保健センター・地区公民館等で実施]
	健診結果説明会 ・病態別指導 年12回 [保健福祉センター、公民館で実施]		基本健診結果説明会 ・4日間実施 [保健センターで実施]			
	健康度評価事業 ・生活習慣行動の改善指導 年12回 ・介護予防(老人会対象) 年30回 [保健福祉センター・公民館等で実施]					
	経過観察健診 ・基本健診事後・要指導者 年1回 [保健福祉センターで実施]					
	身障者健診 ・基本健診・結核検診 年4回 [三愛会で実施]					
	健康診査の調査 ・受診対象者把握 全市民対象 毎年2月実施					
						1【調整理由】 ・住民の基本的な健(検)診であるが、健(検)診の種類によって実施内容、対象者、個人負担金等、実施方法の詳細な点で各市町村に相違があること。また、健康教育・健康相談事業の基礎資料となるものであることなどから、統一に向けて調整する必要がある。 なお、「基本健康診査」及び「がん検診」については、健診の委託先及び年間スケジュール等の関係からすみやかに調整し、合併の翌年度から統一的に実施することとする。
						【課題】 ・健(検)診の種類や内容、また、会場、委託医療機関の相違等により、住民の混乱を招かないよう統一した調整が必要である。 ・実施場所については、現行どおり旧市町村の保健センターを利用できるように調整が必要である。 ・個人負担金は、医療費が3割負担であることに準じて、費用の3割程度の設定が適当である。
						*具体的課題 ・「結核レントゲン検診」「肝炎ウイルス検査」は、法律に基づいて従来通り実施。 ・「乳房X線撮影検診」は、集団検診で実施が可能なので実施継続が望ましい。 ・「肺がん検診」は、レントゲン撮影と喀痰との二重読影により、高率で肺ガンが発見されており、実施継続が望ましい。 ・厚生労働省における「健康日本21」で推奨している健康寿命の延伸のための予防事業である、「もの忘れ検診・歯周疾患検診」等を今後の検診事業に追加する必要がある。 ・「骨粗密度検診」は従来通り実施。対象年齢は予防的観点から骨量が生理的に減少する閉経前まで(対象者：30～60歳女性)とするのかどうか検討が必要。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-8 保健衛生事業の取扱い		関係項目					
現				況				調整理由・課題	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(2)がん検診	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 500円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健福祉センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 1,000円 (H16年度～) 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 700円 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 1,500円 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 500円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	子宮がん検診 ・30歳以上の女性 1,000円 〔保健センター等で実施〕	<p>・「婦人の健康づくり健診」は、従来どおり実施が望ましい。また、男性39歳以下の人への健康診断(個人負担有)実施についても検討の必要がある。</p> <p>・「腹部超音波検診」は、疾患の早期発見につながるため従来どおり実施したい。</p> <p>・小野上村のみ実施の「人間ドック」については、国民健康保険の保健事業への移行が望ましい。</p> <p>2【調整理由】 ・母子の健康維持、増進及び、子育て支援の促進を目的とする事業である。事業の種類や実施内容について各市町村に相違があるため、新市において統一を図る必要がある。</p> <p>【課題】 ・健診の実施対象月齢、実施方法、委託医師等の調整や対象者数に基づく実施会場の調整等は、変更による対象者の漏れのないよう、また、住民の混乱を招かないよう、十分な検討が必要である。</p> <p>3【調整理由】 ・救急医療対策事業及び夜間急患診療所については、現在渋川地区広域組合に加入する8市町村で負担金を出して実施しているが、事業については現行のとおりとし、負担金については一本化できる。</p> <p>【課題】 ・8市町村の内、榛東村・吉岡町の運営と負担金について、広域組合において検討する必要がある。</p>		
	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上 900円 ・70歳以上 無料 〔保健福祉センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上 500円 (H16年度～) 〔保健センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上の女性 700円 〔保健センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上の女性 1,500円 〔保健センターで実施〕	乳腺・甲状腺がん検診 ・30歳以上の女性 500円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	乳甲状腺がん検診 ・30歳以上 1,000円 〔保健センター等で実施〕			
	胃がん検診 ・40～69歳 800円 ・70歳以上 無料 〔保健福祉センターで実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 1,000円 (H16年度～) 〔保健センターで実施〕	胃がん検診 ・30歳以上 700円 〔保健センターで実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 1,500円 〔保健センター・集会所等で実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 500円 ・70歳以上 無料 〔保健センターで実施〕	胃がん検診 ・40歳以上 1,000円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・地区公民館で実施〕			
	大腸がん検診 ・40～69歳 1,100円 ・70歳以上 無料 〔医療機関で実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 500円 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・30歳以上 700円 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 1,500円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 500円 ・70歳以上 無料 〔保健センターで実施〕	大腸がん検診 ・40歳以上 1,700円 〔保健センターで実施〕			
	前立腺がん検診 ・50～69歳の男性 300円 ・70歳以上の男性 無料 (基本健診と併せて実施) 〔保健福祉センターで実施〕	前立腺がん検診 ・50歳以上の男性 500円 (H16年度～) (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・地区公民館等で実施〕	前立腺がん検診 ・40歳以上の男性 700円 〔保健センターで実施〕	前立腺がん検診 ・40歳以上の男性 1,000円 〔保健センターで実施〕	前立腺がん検診 ・50歳以上の男性 500円 ・70歳以上 無料 〔保健センターで実施〕	前立腺がん検診 ・50歳以上の男性 1,400円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・地区公民館で実施〕			
	乳房X線撮影併用乳がん検診 ・50歳以上の女性 600円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健福祉センター・公民館等で実施〕		乳房X線撮影検診 ・50歳以上の女性 700円 〔保健センターで実施〕						
	肺がん検診 (喀痰検診のみ) ・40歳以上 500円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕			肺がん検診 ・40歳以上 1,000円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕					

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-8 保健衛生事業の取扱い		関係項目					
現					況			調整理由・課題	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(3)その他検診	骨密度検診 ・30歳以上69歳以下の女性 2,240円 ・40・45・50・55・60歳の女性 1,000円 ・70歳以上の女性 無料 〔保健福祉センターで実施〕	骨密度検診 ・19歳以上の男女 無料 2年に1度の検査 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・30歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・30・35・40・45・50歳の女性 1,500円 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・35歳以上の女性 無料 〔保健センターで実施〕	骨密度検診 ・40.45..55.60歳の女性 1,000円 〔保健センターで実施〕	<p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の保健事業の拠点として現行のとおり設置、運営が望ましいが、今後の各種事業の実施方法により、センターの利用形態が変わってくる可能性もあり、新市において状況を見ながら調整していくこととする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の保健センターは、各種健診、予防接種、健康教育、相談事業等保健福祉サービスの拠点であり、新市においてもその役割に変更は生じないと考える。 しかし、施設も単独・併設等構造上の相違もあるので、新市における各種事業の実施方法により、施設の利用方法を変更することも考慮して、財政部局とも協議を行い、施設管理のローリング計画を策定する等、十分な調整が必要である。 		
		婦人の健康づくり健診 ・19～39歳の女性 無料 〔保健センター・地区公民館等で実施〕		婦人の健康診査 ・19歳～39歳の女性 1,000円 (基本健診と併せて実施) 〔保健センター・集会所等で実施〕	婦人の健康づくり健診 ・19～39歳の女性 無料 〔保健センターで実施〕	婦人の健康づくり健診 ・19～39歳の女性 無料 (基本健診と併せて実施) 〔保健センターで実施〕			
	歯周疾患検診 ・40歳・50歳 1,000円 〔歯科医療機関で実施〕					歯周疾患検診 ・40歳・50歳 1,000円 〔歯科医療機関(H15年度)で実施〕			
				腹部超音波検診 ・40歳以上 2,000円 〔保健センターで実施〕	腹部超音波検診 ・35歳以上 3,000円 〔保健センターで実施〕	腹部超音波検診 ・40歳以上 3,300円 〔保健センターで実施〕			
				人間ドック ・30～69歳 3,000円 2年に1度の検査 〔保健センターで実施〕					

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-8 保健衛生事業の取扱い		関係項目			
現				況			
2 母子保健事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	調整理由・課題
母子健(検)診等	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	妊婦健康診査 妊娠前期・後期各1回	
	母性歯科検診 歯科医師会に委託 妊娠中 1回 産後 1回						
	乳幼児健康診査 各年12回 ・3ヶ月健康診査 内科年12回 ・7ヶ月児健康相談 内科医、歯科医なし ・1歳児 歯科栄養相談 内科医、歯科医なし	乳幼児健康診査及び栄養 相談試食会 ・3・4/7・8/11・12ヶ月児 年6回	乳幼児健康診査 ・1歳未満児 年6回	乳幼児健康診査 ・3・4・11・12ヶ月児 内科 年6回	乳幼児健康診査 ・4・7・10ヶ月児 年12回	乳幼児健康診査 ・1・3・5・7・9・13ヶ月児 年12回	
	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年12回 ・2歳児 歯科 年12回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年3回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年2回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年4回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年4回	・1歳6ヶ月児 内科・歯科 各年4回	
	・3歳児 内科・歯科 各年12回 〔保健福祉センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年3回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年2回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年4回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年4回 〔保健センターで実施〕	・3歳児 内科・歯科 各年4回 〔保健センターで実施〕	
			フッ素塗布 ・1～6歳 年4回 ・7～12歳 年2回 〔保健センターで実施〕 フッ素洗口 ・7～12歳の希望者へフ ッ素洗口液を保健センタ ーで配布 通年	母子歯科クリニック ・2歳児、2歳6か月児 年4回 〔保健センターで実施〕		フッ素塗布 ・回数 年4回 ・対象 1歳6ヶ月児～ 3歳児の希望者 〔保健センターで実施〕 フッ素洗口 ・幼児フッ素洗口モデル 実施時 毎昼食後 対象者 4歳5歳児 〔保育園で実施〕	
	4・5歳児の尿検査 健康づくり財団へ委託			4・5歳児の尿検査 健康づくり財団へ委託			
	幼児精神発達精密健診			幼児精神発達精密健診			
						小児生活習慣病予防検診 ・回数 年3回 ・対象 5歳児・小学4年 中学2年の希望者(各1回) 〔保健センター、各学校で 実施〕	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-8 保健衛生事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現				況			
3 救急医療対策事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 437,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 47,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 30,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 108,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 113,000円 (14年度決算額)	・群馬県救急医療情報システム運営費負担金 95,000円 (14年度決算額)	
	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 3,462,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 394,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 261,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金(企画課対応) 935,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 976,000円 (14年度決算額)	・救急医療対策事業費(在宅当番医・休日歯科在宅当番医・病院群輪番制)負担金 821,000円 (14年度決算額)	
	・夜間急患診療所負担金 15,725,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 1,023,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 658,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 2,612,000円 (14年度決算額) (企画課対応)	・夜間急患診療所負担金 3,235,000円 (14年度決算額)	・夜間急患診療所負担金 1,352,000円 (14年度決算額)	
4 保健福祉センター管理事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
	・渋川市保健福祉センター 市民の健康づくりの推進と福祉の向上を図る。	・伊香保町保健福祉センター 町民の健康と福祉の向上を図る。	・小野上村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	・子持村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	・赤城村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	・北橋村保健センター 村民の健康の保持増進を図る。	
	・管理費 18,823,103円 (14年度実績)	・保健センター管理費 5,097,876円 ・福祉センター管理費(3F) 3,350,898円 (14年度決算額)	・管理費 2,460,842円 (14年度決算額)	・管理費 5,993,119円 (14年度決算額)	・管理費 2,174,310円 (14年度決算額)	・管理費 1,956,315円 (14年度決算額)	

協議項目	24-8 保健衛生事業の取扱い	関係項目	調整理由・課題
現		況	
<p>【関係法令】</p> <p>老人保健法(抜粋) (保健事業の種類) 第12条 保健事業の種類は次のとおりとする。 (1) 健康手帳の交付 (2) 健康教育 (3) 健康相談 (4) 健康診査 (5) 医療(医療費の支給を含む。) (5)の2 入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む) (5)の3 特定療養費の支給(医療費の支給を含む) (5)の4 老人訪問看護療養費の支給 (5)の5 移送費の支給 (5)の6 高額医療費の支給 (6) 機能訓練 (7) 訪問指導 (8) 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業 (健康診査) 第16条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。 (医療等以外の保健事業の実施) 第20条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給(以下「医療等」という。)以外の保健事業を行う。</p> <p>結核予防法(抜粋) (定期の健康診断) 第4条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されてい</p>		<p>る者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 保健所長は、事業者(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。)又は学校若しくは施設(国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。</p> <p>3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。</p> <p>母子保健法(抜粋) (知識の普及) 第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。</p> <p>(保健指導) 第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>(新生児の訪問指導) 第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。</p> <p>(健康診査) 第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。 (1) 満1歳6ヶ月を超え満2歳に達しない幼児 (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児</p> <p>第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p>	
6 先進地事例			
<p style="text-align: center;">山 県 市</p> <p>1 新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査(個別)、子宮がん検診(個別)、乳がん検診(個別)、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料教室については、新市において市域全体の事業として実施する。</p> <p>2 各種健(検)診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。</p>	<p style="text-align: center;">さいたま市</p> <p>成人、母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後すみやかに再編する。</p>	<p style="text-align: center;">かほく市</p> <p>予防接種事業、母子保健事業及び成人保健事業については、現行のとおり実施する。ただし、実施内容等については、合併時までに調整する。</p>	
<p style="text-align: center;">篠 山 市</p> <p>予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。</p> <p>ただし、</p> <p>(1) 健康診査(成人病)にかかる料金は、国基準単価に準拠する。</p> <p>(2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の検査等にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。</p>	<p style="text-align: center;">東かがわ市</p> <p>1 母子保健事業については、新市に移行後すみやかに調整を図ることとする。</p> <p>2 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。</p> <p>3 結核予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、検診等の委託先については合併時に調整する。</p> <p>4 健康づくり事業については、次のとおり調整を図ることとする。 ・健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。 ・女性の健康診査については、新市において、実施の方向で検討する。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>(1) 予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用資金等は、保健福祉計画の策定に合わせ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。</p> <p>(2) 在宅健康管理システム推進事業については、現行のとおりとし、新市において統一を図る。こみ集積所施設整備補助金交付事業は新市において統一して実施する。</p> <p>(3) 骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施方法については、統一を図る。</p> <p>(5)～(9)省略</p>	